

香川県報



第 40 号

平成 16 年

5月21日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課) 一

告示

- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (二件) (健康福祉総務課) 二
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 (二件) (長寿社会対策課) 三
- 介護保険法の規定による事業者の指定 (建築課) 三
- 道路の位置指定 (建築課) 三
- 香川県証紙の売りさばき人の指定 (会計課) 四

公告

- 香川県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策の公表 (人事・行革課) 一
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良課) 一
- 土地改良区の役員の変更の届出 (土地改良課) 一
- 公共測量の終了の通知 (土木監理課) 一

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第六十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年香川県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●香川県告示第三百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、四、一	有限会社真綾歌郡国分寺町福家甲三六〇八番地	有限会社真綾歌郡国分寺町福家甲三六〇八番地	福祉用具貸与

●香川県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、四、一	香川井下病院ヘルパーステーション 三豊郡大野原町大字花稲八一八番地	医療法人社団豊南会	訪問介護
平成一六、四、一	香川井下病院居宅介護支援事業所 三豊郡大野原町大字花稲八一八番地	医療法人社団豊南会	居宅介護支援
平成一六、四、一	香川井下病院訪問看護ステーション 三豊郡大野原町大字花稲八一八番地	医療法人社団豊南会	訪問入浴介護 訪問看護

●香川県告示第三百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、三、三一	平田歯科医院 仲多度郡満濃町大字炭所西一四五二	平田 正和 仲多度郡満濃町大字炭所西一四五二	居宅療養管理指導

平成一六、二、二九	三宅医院 仲多度郡多度津町大字山階一三六六番地	三宅 善文 仲多度郡多度津町大字山階一三八六番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、四、一	浮田整形外科医院 小豆郡土庄町甲一七二番地	浮田 春雄 小豆郡土庄町甲一七二番地	訪問看護 居宅療養管理指導
平成一六、三、三一	耳鼻咽喉科かなたき医院 坂出市本町二丁目四一―一五	金滝 和子 坂出市本町二丁目四一―一五	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、四、四	医療法人社団三木内科医院 坂出市寿町三丁目一番一二号	医療法人社団三木内科医院 坂出市寿町三丁目一番一二号	訪問看護 居宅療養管理指導
平成一五、一〇、二五	医療法人社団西山医院 三豊郡仁尾町大字仁尾辛四〇番地五	医療法人社団西山医院 三豊郡仁尾町大字仁尾辛四〇番地五	訪問看護 居宅療養管理指導
平成一六、一、二四	武田外科内科医院 さぬき市津田町津田九一四番地八	武田 宣夫 さぬき市津田町津田九一四番地八	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一六、三、三一	観音寺市三豊郡医師会立観音寺検診センター 観音寺市坂本町七丁目三番一八号三豊合同庁舎西護保健所内	社団法人観音寺市三豊郡医師会 観音寺市観音寺町甲二五八〇の七	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導

●香川県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、三、三一	訪問介護ケアネットみとよ 三豊郡豊中町大字 本山甲一〇八〇番 地四	医療法人社団豊南会 三豊郡大野原町大字 花稲八一八番地	訪問介護
平成一六、三、三一	訪問看護ステーションみとよ 三豊郡豊中町大字 本山甲一〇八〇番 地四	医療法人社団豊南会 三豊郡大野原町大字 花稲八一八番地	訪問看護
平成一六、三、三一	居宅介護支援センターみとよ 三豊郡豊中町大字 本山甲一〇八〇番 地四	医療法人社団豊南会 三豊郡大野原町大字 花稲八一八番地	居宅介護支援

●香川県告示第三百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一 〇三〇一二	グループホーム「オアシス」香西 高松市檀紙町字八幡一 四五二番地一	有限会社博永興産 代表取締役 香西まゆみ 高松市檀紙町一五三二番地一	平成十六年 五月十二日	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇三〇二〇	デイサービスセンター 「オアシス」香西 高松市檀紙町字八幡一 四五二番地一	有限会社博永興産 代表取締役 香西まゆみ 高松市檀紙町一五三二番地一	〃	通所介護
三七七〇一 〇三〇三八	居宅介護支援センター 「オアシス」香西 高松市檀紙町字八幡一 四五二番地一	有限会社博永興産 代表取締役 香西まゆみ 高松市檀紙町一五三二番地一	〃	居宅介護 支援

●香川県告示第三百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 坂土指道 第二号
- 二 指定年月日 平成十六年五月十日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡綾南町大字羽床下字川下中二三二〇一及び同地先水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル
延長 五一・二四メートル

関係の図面は、香川県土木建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百九十六号

香川県証紙条例（昭和三十一年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定年月日

平成十六年五月七日

二 住所

高松市磨屋町六番地四

三 氏名

香川県建設業協会 会長 森田 絃一

四 売りさばき場所

高松市磨屋町六番地四 社団法人香川県建設業協会

高松市松福町二丁目一五番二四号 社団法人香川県建設業協会高松支部

坂出市久米町一丁目一四番一四号 社団法人香川県建設業協会坂出支部

善通寺市与北町一八九番地 社団法人香川県建設業協会善通寺支部

観音寺市観音寺町甲一八九四番地三 社団法人香川県建設業協会三豊支部

さぬき市長尾東一一二三番地二 社団法人香川県建設業協会長尾支部

小豆郡土庄町上庄一九五四番地三 社団法人香川県建設業協会小豆支部

公 告

●香川県公告第二百七十六号

香川県職員倫理条例（平成十三年香川県条例第六号。以下「条例」という。）第八条の規定により、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間における香川県職員職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表する。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 倫理の保持に関する状況

1 条例第五条の規定により報告された一件につき五千円を超える贈与等又は報酬の支払いを受けた件数 一四〇件

2 条例第四条第一項の倫理規則等（以下「倫理規則等」という。）の規定により講演等を行うための倫理監督者の承認を受けた件数 六六件

3 条例及び倫理規則等の規定に違反したことによる懲戒処分件数 〇件

二 倫理の保持に関して講じた主な施策

1 管理職員に対し、職員の綱紀の保持と服務規律の確保等について周知したこと。
2 条例及び倫理規則等の適正な運用を図るため、質疑応答集等を行政情報ネットワーク上に掲示したこと。

●香川県公告第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、高松市木太町新池土地改良区の定款の変更を平成十六年五月十日認可した。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県三豊郡三野町土地改良区から役員退任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 真鍋 正男 三豊郡三野町大字下高瀬三九二番地 平成二六、四、二二

●香川県公告第二百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、坂出市長から次の公共測量を平成十六年三月二十日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十六年五月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類 公共測量（出来形確認測量）

二 作業期間 平成十六年二月十三日から同年三月二十日まで
三 作業地域 坂出市駒止町一丁目地域

平成十六年五月二十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています